

那覇市告示第 566 号  
令和 6 年 3 月 18 日

那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館並びに  
那覇市識名老人福祉センター及び那覇市識名児童館の指定  
管理者の指定について

那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館並びに那覇市識名老人福祉センター及び那覇市識名児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和 6 年 2 月那覇市議会定例会において議決を得ましたので、那覇市老人福祉センター条例(平成 17 年那覇市条例第 39 号)第 15 条第 4 項及び那覇市児童館及び児童遊園条例(平成 17 年那覇市条例第 40 号)第 15 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 知念 寛



1 指定管理を行わせる公の施設

名 称	所 在 地
那覇市小禄老人福祉センター	那覇市小禄 5 丁目 4 番地 2
那覇市小禄児童館	
那覇市識名老人福祉センター	那覇市識名 2 丁目 5 番 5 号
那覇市識名児童館	

2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会  
所在地 那覇市金城 3 丁目 5 番地 4  
代表者 会長 川満 正人

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで